○議事日程(第3号)

令和3年9月17日(金)午後 2時30分開議

日程第 1 認定第 1号 令和2年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 令和2年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 認定について

認定第 3号 令和2年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算認定について

認定第 4号 令和2年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算 認定について

認定第 5号 令和2年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入 歳出決算認定について

認定第 6号 令和2年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定 について

認定第 7号 令和2年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算 認定について

認定第 8号 令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算 認定について

審查報告(予算決算常任委員会委員長)

日程第 2 議案第36号 東庄町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第 3 議案第37号 東庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する る条例を制定することについて

日程第 4 議案第38号 令和3年度東庄町一般会計補正予算(第4号)

日程第 5 意見書案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の 充実を求める意見書について

○本日の会議に付した案件 議事日程のとおり

○出席議員(14名)

 1番 越 川 良 男 君

 2番 栁 堀 忠 君

3番 桜 井 荘 一 君 4番 土 屋 光 正 君 5番 宮 澤 健 君 6番 佐久間 義 房 君 7番 板 寺 正 範 君 8番 花 香 孝 彦 君 9番 大 網 正 敏 君 10番 城之内 男 君 男 11番 高 武 君 木 12番 昭 君 鈴 木 正 13番 土 屋 進 君 崎 ひろみ 14番 Щ 君

○欠席議員

なし

○出席説明員(13名)

町 長 岩 田 利 雄 君 町 長 副 金 島 正 好 君 監 査 委 員 平 Щ 茂 君 務 総 課 長 後 喜一朗 君 向 町 民 課 長 伊 藤 雅 晃 君 まちづくり課長 秀 樹 君 鈴 木 健康福祉課長 聡 子 君 池 田 計 管 理 者 則 会 渡 辺 佳 君 事 病 院 務 長 寺 嶋 利 和 君 農業委員会事務局長 堀 江 弘 之 君 教 育 憲 君 長 五十嵐 正 己 君 教 育 課 長 多 田 克 生涯学習担当課長 孝 君 前 田 泰

○出席事務局員(3名)

事 務 局 長 笹 本 忠 男

次長 堀 江 香 澄副主 査 髙 橋 大 助

議長(山崎ひろみ君)

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ち、報告します。本日、町長より議案3件を受理しました。次に、議 員発議による意見書案1件を受理しました。

以上で、報告を終わります。

これから議事に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、認定第1号、令和2年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号、令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定についてまで、以上、8会計決算認定を一括議題とします。

本案については、予算決算常任委員会に審査の付託をしてあります。

従って、委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、佐久間義房君。

6番(佐久間義房君)

予算決算常任委員会審査報告を申し上げます。

予算決算常任委員会に付託されました、認定第1号、令和2年度東庄町一般会計 歳入歳出決算認定について、認定第2号、令和2年度東庄町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算認定について、認定第3号、令和2年度東庄町後期高齢者医療特別会 計歳入歳出決算認定について、認定第4号、令和2年度東庄町食肉センター特別会 計歳入歳出決算認定について、認定第5号、令和2年度東庄町訪問看護ステーショ ン特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、令和2年度東庄町介護保険特 別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、令和2年度東庄町水道事業会計剰 余金の処分及び決算認定について、認定第8号、令和2年度東庄町本道事業会計剰 余金の処分及び決算認定について、認定第8号、令和2年度東庄町国民健康保険東 庄病院事業会計決算認定について、以上、8会計の決算について、去る9月9日及 び10日には認定第1号、令和2年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 についてから、認定第8号、令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算 認定についてまでの7会計について、委員会を開催し、副町長、病院長、担当課長、 事務長等の出席を得て、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果について、 ご報告いたします。

審査にあたりましては、執行部より内容説明があり、その後、質疑が行われました。本予算決算常任委員会は、議長を除く議員13名で構成する委員会であり、議長にも出席をいただいておりますので、内容については省略させていただき、採決の結果を報告させていただきます。

認定第1号から認定第6号まで及び認定第8号につきまして採決した結果、当委員会としては、出席委員賛成全員により決算書のとおり認定すべきものとすることに決定しました。

また、認定第7号につきましては、採決した結果、当委員会としては、出席委員 賛成全員により決算書のとおり可決及び認定すべきものとすることに決定しました。 以上で、予算決算常任委員会の審査報告を終わります。

議長(山崎ひろみ君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は1件ごとに起立によって行います。

初めに、認定第1号、令和2年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてを採 決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(山崎ひろみ君)

起立全員です。

従って、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号、令和2年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(山崎ひろみ君)

起立全員です。

従って、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和2年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 についてを採決します。

本決算対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(山崎ひろみ君)

起立全員です。

従って、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和2年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(山崎ひろみ君)

起立全員です。

従って、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和2年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決 算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(山崎ひろみ君)

起立全員です。

従って、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号、令和2年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(山崎ひろみ君)

起立全員です。

従って、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号、令和2年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(山崎ひろみ君)

起立全員です。

従って、認定第7号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決定しました。 次に、認定第8号、令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定に ついてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(山崎ひろみ君)

起立全員です。

従って、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第2、議案第36号、東庄町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題 とします。

職員に議案を朗読させます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第36号、東庄町過疎地域持続的発展計画の策定について提案理由を申し上げます。

以前の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末で法期限を迎えましたが、 国会において新たな過疎対策法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月26日に可決、成立し、同年4月1日に施行され、本町は引き続き過疎地域に指定をされました。

この法律の期間は、令和13年3月31日までの10年間であります。

計画の策定につきましては、同法第8条第1項の規定に基づき議会の議決を要するため、今回、提案させていただくものであります。

本計画を策定することにより国の補助や地方債など、財政面の特別な支援を受け、 今後も住民のためのまちづくりを推進してまいります。

ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可 決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(山崎ひろみ君)

総務長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

議案第36号、東庄町過疎地域持続的発展計画の策定について内容のご説明を申 し上げます。

初めに、計画策定の経緯でございますが、総務省作成要領及び千葉県過疎地域持続的発展方針に基づき、県・市町村課から県各担当部署との協議、調整を重ね、千葉県と8月23日付で事前協議を終了し、8月31日付で正式協議を終了しております。

また、7月26日から8月10日まで、16日間、住民の方などを対象にパブリックコメントを実施いたしました。

なお、本計画は第6次東庄町総合計画、第2期総合戦略、人口ビジョン、公共施設等総合管理計画及び令和3年度当初予算を基本に作成しております。

また、今後実施が見込まれる全ての事業を網羅し、幅広く計画に計上して対応出来るように作成しております。

それでは、別冊東庄町過疎地域持続的発展計画をお願いいたします。

表紙めくっていただきまして、目次ですが、1、基本的な事項を述べた後、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から13、その他地域の自立促進に関し必要な事項、次ページになりますが、まで項目ごとに地域の持続的発展に向けた対策や計画等を述べております。

1ページをお願いいたします。

1、基本的な事項、(1)町の概況としまして、ア、概要、イ、過疎の状況、ウ、社会経済的発展の方向の概要について述べております。

次に、(2)人口及び産業の推移と動向として、ア、人口の推移と動向、2ページで、イ、産業の推移と動向について、国勢調査や住民基本台帳人口の推移、将来人口の見通しなどを述べております。

次に、6ページをお願いいたします。

(3) 行財政の状況といたしまして、ア、行政の状況、イ、財政の状況、7ページに移りまして、表第1-2、町財政の状況やウ、施設整備水準等の現状と動向について、数字的データ等を踏まえ述べております。

次に、8ページから10ページまでの(4)地域の持続的発展の基本方針ですが、 第6次東庄町総合計画を基本に本町の自立促進を図るものとしており、町の将来像 や町の政策目標を記載しております。

次に、10ページの(5)地域の持続的発展のための基本目標では、平成28年 3月策定の東庄町人口ビジョンの推計パターン3による数値を用いて、緩やかな人 口減少と合計特殊出生率の増加を数値目標としております。

11ページの(6)計画の達成状況の評価に関する事項では、PDCAサイクルに基づく検証を行い、検証結果は町議会にも報告するものです。

(7)計画期間では、期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としているものでございます。

策定根拠の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の執行期限は令和1

- 3年3月31日ではありますが、計画期間を前半の5年間といたします。 次に(8)公共施設等総合管理計画との整合について述べております。 次に12ページからは、作成要領に示された項目別に述べております。
 - 2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成については、(1)現況と問題点、
- (2) その対策、(3) 計画、(4) 公共施設等総合管理計画等との整合について、順に述べております。
- なお、(3)事業計画ですが、過疎対策事業債活用有無の見込みにかかわらず、 今後5年間で想定される主な事業を計上しております。

また、ソフト事業のうち過疎対策事業債の活用見込みのある事業につきましては、それぞれの項目に過疎地域持続的発展特別事業として計上しております。

以降、大きな項目として、項目13までございますが、同様の構成となっております。

2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に計上いたしました事業計画について、ご説明いたします。13ページをお願いいたします。

事業名、移住・定住の事業内容としては、定住支援補助金の支給、地域間交流の 事業内容として、長野県飯綱町をはじめとした地域間交流事業、人材育成の事業内 容は国が推奨しております地域おこし協力隊事業や地域プロジェクトマネージャー 事業を計画し、先程申し上げましたとおり今年度の事業実施だけでなく、今後5年 間で想定されるこの事業を計画しております。

続いて、14ページからは、3、産業の振興に計上いたしました事業計画について説明いたします。

17ページをお願いいたします。

(1)基盤整備の農業では、多面的機能支払交付金事業など3事業、(3)経営 近代化施設、(6)起業の促進、(10)過疎地域持続的発展特別事業では、ソフ ト事業として、創業推進支援補助金など18事業を計画しております。

また、(4)産業振興促進事項として、産業振興促進区域が、これは19ページになりますが、(4)産業振興促進事項として、産業振興促進区域は町全域であり、業種は製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業となっております。

続いて、20ページからは、4、地域における情報化について述べております。

事業計画は、事業名、(1)電気通信施設等情報化のための施設で、事業内容と

しては、防災行政無線整備事業、(2)過疎地域持続的発展特別事業としては防災 メール配信事業を計画しております。

次のページ、5、交通施設の整備、交通手段の確保について、25ページまで述べております。

事業計画では、22ページから記載しておりまして、(1)市町村道では、町道、 橋梁などの整備事業を計画しております。

その他に(2)農道について、(9)過疎地域持続的発展特別事業の公共交通では、外出支援巡回バス運行事業ほか、その他と各項目について、それぞれ事業を計画しております。

次に、26ページをお願いいたします。

6、生活環境の整備について、29ページまで述べております。

事業計画については28ページから記載をしております。

- (1) 水道施設では、上水道、(2) 下水処理施設では、合併処理浄化槽設置補助金を、(3) 廃棄物処理施設、(4) 火葬場、(5) 消防施設では、各事業の香取広域市町村圏事務組合負担金などを計画しております。
- 次に(7)過疎地域持続的発展特別事業では、生活、環境、防災・防犯、その他 に分けて計画をしております。

次に、30ページをお願いいたします。

7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について、35ページまで述べております。

事業計画については、34ページから記載しており、(2)認定こども園は、こども園園舎等整備工事、(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センターは、保健センター維持管理を、(8)過疎地域持続的発展特別事業では、医療費助成事業などのソフト事業19事業を計画しております。

- 36ページをお願いいたします。
- 8、医療の確保について述べております。

事業計画については(1)診療施設で病院に対する繰出金を、(3)過疎地域持 続的発展特別事業では、医学生奨学金貸付けを計画しております。

次に38ページをお願いいたします。

9、教育の振興について、42ページまで述べております。

事業計画については、40ページから記載しており、(1)学校教育関連施設では、小学校、中学校の校舎整備工事、(3)集会施設、体育施設等では、体育施設維持管理、(4)過疎地域持続的発展特別事業では、幼児教育、義務教育、生涯学習・スポーツに分け、それぞれ補助金やソフト事業を計画しております。

43ページをお願いいたします。

10、集落の整備について述べております。

事業計画については44ページ、(2)過疎地域持続的発展特別事業集落整備は、 空き家活用推進事業、区交付金を、(3)その他として、婚活支援事業補助金など を計画しております。

45ページをお願いいたします。

11、地域文化の振興等について、46ページまで述べております。

事業計画については、(2)過疎地域持続的発展特別事業地域文化振興として、 補助金事業などのソフト事業を計画しております。

次に、47ページをお願いいたします。

12、再生可能エネルギーの利用促進について述べております。

事業計画については、(1)再生可能エネルギー利用施設として、住宅用省エネルギー設備設置補助金を計画しております。

次に、48ページをお願いいたします。

13、その他地域の自立促進に関し必要な事項について、49ページまで述べております。

なお、50ページから55ページにかけては、今まで、各項目で計上しました過 疎地域持続的発展特別事業を一覧として再掲した表となっております。

次に、参考資料1、事業計画、ページをめくっていただきまして、左上に記載されています参考資料1、事業計画(令和3年度~令和7年度)は、持続的発展施策区分ごとに事業名、事業内容、概算事業費などを記載したもので、資料1の1ページから10ページまでとなっております。

資料1の10ページ、おめくりいただきまして、資料1の10ページ、総計では5年間の事業費を記載しており、令和3年度では27億6,843万1,000円、4年度が27億7,702万8,000円、5年度が32億9,714万6,000円、6年度が27億2,296万4,000円、7年度が26億3,104万1,

000円とそれぞれなっております。

次の参考資料2、年度別事業計画では、令和3年度から令和7年度までの各年度 において事業の財源内訳を記載した計画となっております。

東庄町過疎地域持続的発展計画の内容については以上となっております。

町長提案理由にもございましたように、本計画を策定することにより、県から財政上の特別な支援を受けることが出来ます。このうち過疎対策事業債では、元利償還金の70%が後年度に交付税措置されるため、非常に有利な起債となっております。

今後は過疎対策事業債を引き続き有効活用することにより、既存事業の拡大、新 規事業の実施が出来るものと考えております。

以上で東庄町過疎地域持続的発展計画市町村計画の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(山崎ひろみ君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

質疑なしと認めます。

お諮ります。

討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第36号、東庄町過疎地域持続的発展計画の策定 についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第37号、東庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関す

る条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第37号、東庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を制定することについて提案理由を申し上げます。

ただいま可決いただきました議案第36号の東庄町過疎地域持続的発展計画に伴 う条例制定であります。

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、新たに過疎地域の 持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことによる固定資産税の課税免 除に関する条例制定となります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、東庄町過疎地域持続 的発展計画の産業振興促進区域内において指定した業種による設備の取得等に対し、 固定資産税の課税免除を行うための条例を制定するものであります。

また、課税免除による町の減収分については、国より地方交付税によって支援が 受けられます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くだ さいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(山崎ひろみ君)

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長 (伊藤雅晃君)

それでは、議案第37号、東庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書の5ページをお開きください。

ただいま可決いただきました議案第36号の東庄町過疎地域持続的発展計画に伴う条例制定で、3月31日に失効しました旧条例と同じような内容となっております。

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、東庄町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例も3月31日に失効いたしましたので、新法の制定に伴い、引き続き過疎地域の指定を受けている本町においても固定資産税の課税免除について必要な措置を講ずるため、本条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、新法に基づく東庄町過疎地域持続的発展計画の産業振興促進区域内において指定された業種、製造業、情報サービス業等と農林水産物等販売業、旅館業による一定の要件を満たした事業の用に供する設備を取得等した者に3年間の固定資産税の課税を免除するものでございます。この固定資産税の課税を免除するものでございます。この固定資産税の課税免除を行った場合は、新法第24条の規定により減収額につきましては地方交付税により減収補填措置がされるものでございます。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

まず、第1条として、趣旨でございますが、この条例は過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法第8条に規定する東庄町過疎地域持続的発展計画に定めた産業振興促進区域内において振興すべく業種として定めた製造業、情報サービス業等農林水産物等販売業、旅館業の用に供する設備の取得等をしたものに対し、固定資産税の課税免除をすることに関し、必要な事項を定めるのとします。

計画に定めた産業振興促進区域内は、町内全域としております。

第2条は、課税免除の規定でございますが、過疎地域の持続的発展に関する特別措置法第2条第2項の規定による公示の日から令和6年3月31日までの間に東庄町持続的発展計画に定めた産業振興促進区域内において振興すべき業種として定められた特別償却設備を取得等したものについて当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して固定資産税の課税を免除するものでございます。

取得価額の合計につきましては、事業の区分及び資本金の額により定めております。

製造業、または旅館業、資本金の額が5,000万円以下の法人、または個人の場合500万円以上、資本金の額が5,000万円を超え1億円の以下の法人の場合1,000万円以上、資本金が1億円を超える法人の場合2,000万円以上となります。

情報サービス業等、または農林水産物販売業500万円以上となります。

また、家屋の敷地である土地でございますが、その取得の翌日から起算して1年 以内に当該土地を敷地として家屋の建設に着手をした場合は、当該土地に関しても 固定資産税を免除出来る規定でございます。

第3条の課税免除の期間にかかる規定でございますが、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度とするものでございます。

第4条から第9条につきましては、旧条例の内容と同じ構成のものとなっております。

次に、附則でございますが、第1項の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日より適用させていただくものでございます。

第2項の経過措置でございますが、令和3年3月31日以前に旧東庄町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例第2条に規定する特別償却設備を新設等したものにかかる固定資産税の課税免除について、失効後も従前の例によるものでございます。

また、条例、施行措規則につきましても、新たに申請書等の様式を定めてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長(山崎ひろみ君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

1番、越川良男君。

1番(越川良男君)

今、話の中で3年間減免で、その減免された部分については交付税措置があるというふうに話があったと思うんですけれども、交付税措置については、100%交付税措置があるんでしょうか。伺います。

議長(山崎ひろみ君)

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長 (伊藤雅晃君)

ただいまの越川議員からの質問でございますが、地方交付税で町の方に交付されるものは減免されました固定資産税額の75%となっております。よろしくお願い

します。

議長(山崎ひろみ君)

その他にありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

これで質疑を終わります。

お諮ります。

討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第37号、東庄町過疎地域における固定資産税の 課税免除に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第38号、令和3年度東庄町一般会計補正予算(第4号)を議題 とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第38号、令和3年度東庄町一般会計補正予算(第4号)の提案 理由を申し上げます。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分が国から交付されることになったことから、町で実施すべき事業の検討を行い、

補正予算を編成したものでございます。

今回の補正予算は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,231万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1,698万円とするものでございます。

以上、一般会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(山崎ひろみ君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

それでは、令和3年度東庄町一般会計補正予算(第4号)の内容について説明させていただきます。

町長の提案理由にもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金事業者支援分が国から交付されることとなりました。この交付金は新型 コロナウイルス感染症による緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置により経済活動の 影響が全国的に生じていることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し地域の実 情に応じて、きめ細かく支援の取組を着実に実施出来るように交付されるものでご ざいます。

この事業者支援分は、一般分とは異なり、対象事業として感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援、もしくは事業者、または地方公共団体が実施する感染症対策の強化に関連する事業と限定されており、これに基づき町で実施すべき事業の検討を行い、今回、追加の補正予算を計上したものでございます。

歳出予算から申し上げますので、議案書の12ページをお願いいたします。

2款・総務費、1項5目・総務管理費、企画費の18節・観光旅館業事業者支援 金100万円、内閣府より通知のありました新型コロナウイルス感染症対応地方創 生臨時交付金の取扱いについての中で人流の抑制の影響を受ける交通事業者、観光 地業者、イベント業者等に対する支援が重要とされており、この補正予算は観光の 拠点となる観光旅館業2事業者に対し、各50万円ずつ給付するものでございます。

両事業者については、町の観光政策に大きな役割を果たしておりますが、令和3 年1月から8月までの宿泊者数が令和元年同時期と比較し80%以上減少しており ます。また、両事業者は、過去の災害発生時に無償で被災者に風呂の提供をいただくなど、防災面で協力をいただいているところでございまして、経営状況や町の政策における役割など、総合的に勘案し、事業者支援金を予算計上したものでございます。

なお、金額につきましては、町のタクシー事業所に1事業所当たり30万円を支出した経緯があり、事業所の規模を考慮すると1事業者あたり50万円が適当であると考えました。

次に、6款・商工費、1項2目・商工費、商工振興費の12節・中小企業等事業継続支援金事業委託料2,131万5,000円。県が実施する千葉県中小企業等継続支援金の交付決定を受けた中小企業、個人事業主に対し、町から補助の上乗せとして10万円給付するものとなります。

対象は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年4月から令和3年8月までのいずれかひと月の売上げが令和元年度、または令和2年度の同月と比較して30%以上減少している中小企業、個人事業者等となっております。

歳出については以上となりまして、次、歳入について申し上げます。

お手数ですが、議案書11ページをお願いいたします。

15款・国庫支出金、2項1目2節・国庫補助金、総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分1,123万9,000円、国より交付限度額が示されており、これは事業所数及び財政力指数によって算出されているものでございます。

最後に歳入が歳出に不足する1,107万6,000円につきまして、20款・ 繰越金の前年度繰越金を補正するものでございます。

以上で一般会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。よろしく、 ご審議をお願いいたします。

議長(山崎ひろみ君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

質疑なしと認めます。

お諮ります。

討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第38号、令和3年度東庄町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、意見書案第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源 の充実を求める意見書についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

ここでお諮りします。意見書案第3号については、会議規則第38条第2項の規 定により提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第3号については提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

意見書案第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書については、議長においてしかるべく取り計らいます ので、ご了承願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長よりご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、東庄町議会9月定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、執行部より同意1件、承認1件、議案13件及び認定8件を提案 させていただきました。議員各位には慎重なるご審議を賜り、おかげさまをもちま して全ての案件を原案のとおり可決・認定等をいただき、誠にありがとうございま した。

会期中に頂戴をいたしました意見、提言につきましては、鋭意検討し、町政に反映するよう、努めてまいります。

さて、報道等においてご承知のことと存じますが、本日、自民党総裁選が告示され、新たな総裁が選出されることになります。その後、臨時国会が招集をされ、現 在の菅内閣から新たな内閣が編成される見込みとなっております。

また、現在の衆議院議員は、10月21日で任期満了となるため、遅くとも11 月末までには選挙が実施されることとなります。このように当面の間、政局が続く 状況であります。国においても新型コロナ感染症の新たな対応がどうなっていくか、 先行きが不透明でありますが、町といたしましても、国・県関係機関と連携を取り、 情報を収集して対応してまいりたいと考えております。 さて、近年、毎年のように各地を襲う豪雨や台風による災害、町といたしまして も、コロナ禍における災害時の避難の在り方、避難所の運営方法など、対策を進め ており、8月には町職員による避難所設置訓練を行ったところでございます。

今後も新型コロナ感染症対策と共に、災害対策や様々な問題にしっかりと対応してまいる所存であります。9月とはいえまだ厳しい残暑が続きます。議員各位におかれましては、健康管理に十分ご留意をいただき、益々の活躍をご祈念申し上げまして、閉会のあたりご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(山崎ひろみ君)

私からも一言、ご挨拶申し上げます。

9月定例会、大変にお疲れさまでした。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策にかかる経費や国民全員に10万円の給付金など、多くの関連費用が計上され、決算としてはかつてない大きな金額となりました。執行部及び職員の皆様、大変にお疲れさまでした。そして議員の皆様、思うように活動出来ない中ではございましたが、皆様のご協力により、無事、会期を終えることが出来ます。本当にありがとうございました。

現在、ワクチン接種も順調に進んできておりますが、まだまだ油断出来ない状況にあります。一日も早く通常の生活に戻れることを願いながら、町民の皆様と声を掛け合いながら、少し先の明るい未来を想像しながら、みんなでこの難局を乗り切ってまいりたいと思います。

天候が定まらない時期であります。どうぞ皆様、健康に留意され、元気にお過ご しいただければと存じます。本日は大変ご苦労さまです。

以上で令和3年9月東庄町議会定例会を閉会します。

(午後 3時29分 閉会)